



山形県公報

平成29年6月6日(火)
第2850号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……597
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……598
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(最上総合支庁農村計画課) ……599

### 監査委員関係

#### 告 示

- 包括外部監査事務を補助する者……………同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(税 政 課) ……同
- 平成29年度自衛官候補生の募集……………(市 町 村 課) ……601
- 農用地利用配分計画の認可の申請……………(農村計画課) ……602
- 平成29年度種苗生産事業者講習会の実施……………(林業振興課) ……同
- 住民監査請求に係る監査結果……………(監 査 委 員) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(中央病院) ……621
- 同……………(新庄病院) ……同
- 同……………(同) ……同

## 告 示

### 山形県告示第436号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|------------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社セラピーハウス            | デイフィットネス が. あ. べ. ら<br>東置賜郡高島町大字福沢289番地1 | 通 所 介 護 | 平成29. 5. 29 |

### 山形県告示第437号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

|                      |                                           |          |             |
|----------------------|-------------------------------------------|----------|-------------|
| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                               | サービスの種類  | 指定年月日       |
| 株式会社セラピーハウス          | デイフィットネス が. あ. ベ. ら<br>東置賜郡高畠町大字福沢289番地 1 | 介護予防通所介護 | 平成29. 5. 29 |

## 山形県告示第438号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

天童市農業協同組合

代表理事組合長 金平 芳己

天童市老野森二丁目1-1

## 2 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類               |     |            | 変更年月日      |
|--------------------------------------------|-----|------------|------------|
| 変更前                                        | 変更後 | 備考         |            |
| 齋藤 紀男<br>山形市大字風間1116-3<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成29年5月26日 |
| 後藤 正明<br>天童市大字蔵増甲691<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |            |
| 五十嵐 博<br>天童市大字高揃南93<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |            |
| 大沼 利賢<br>天童市大字矢野目205<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |            |
| 須藤 誠市<br>天童市大字川原子3028-1<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |            |
| 中川 隆博<br>天童市大字高木40<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |            |
| 有路 雅樹<br>北村山郡大石田町大字大石田乙67-2<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |            |
| 押野 哲哉<br>天童市大字高揃北199<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |            |
| 鈴木 康裕<br>天童市大字寺津251<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |            |
| 須藤 桂<br>天童市大字川原子3076<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |            |

|                                     |                                  |  |
|-------------------------------------|----------------------------------|--|
| 武田 友彰<br>天童市大字荒谷76<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左                              |  |
| 山口 輝<br>天童市小路二丁目2-47<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左                              |  |
|                                     | 狩野 徹<br>山形市高原町241<br>玄米、小麦、大豆、そば |  |

**山形県告示第439号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事 業 名           | 地 区 名   | 工事完了年月日    |
|-----------------|---------|------------|
| 水利区域内農地集積促進整備事業 | 山 崎 地 区 | 平成29年3月10日 |

## 監査委員関係

### 告 示

**山形県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年6月6日

山形県監査委員 伊 藤 重 成  
山形県監査委員 鈴 木 孝  
山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所  
津村 隆 山形市鉄砲町二丁目4番12号パーシモンズA棟  
柴田 真人 山形市宮町四丁目20番20-301号グランベレオ  
浅野 和宏 山形市東原町四丁目11番9号
- 2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成29年7月1日から平成30年3月31日まで

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県税務総合電算システム運用支援業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時  
(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）

- (2) 日時 平成29年7月18日（火）午前10時
- 2 入札に付する事項
- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県税務総合電算システム運用支援業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成29年8月1日から平成31年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち平成29年8月分から平成30年3月分までの8箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち平成29年8月分から平成30年3月分までの8箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(12)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することによる認証を受けていることを証明できること。
- (6) 過去3年以内に、都道府県税事務全般に係る基幹システムの運用管理支援業務を履行した実績があることを証明できること。
- (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (9) 共同企業体の全ての構成員が(5)の要件を満たしていること。
- (10) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
- (11) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (12) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2096
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の

2の規定に該当する入札は、無効とする。

#### 7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

#### 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年6月26日（月）午後3時までに山形県総務部税政課税務電算担当に提出するとともに、併せて次の書類を提出すること。

イ 3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(9)から(11)までに係る事項を証明する書類）

ロ 2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

(1) Nature and quantity of services required: Operation management and support services for Yamagata Prefectural Tax Computer System, 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. July 18, 2017

(3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2096

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、自衛官候補生の募集を次のとおり行う。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 募集期間等

| 募集種目           | 募集期間                                 | 試験期日              | 試験の概要                        | 試験場の位置 | 試験場の名称         | 採用時期           |
|----------------|--------------------------------------|-------------------|------------------------------|--------|----------------|----------------|
| 自衛官候補生<br>(男子) | 平成29年6月<br>6日（火）か<br>ら同月16日<br>(金)まで | 平成29年6月25日<br>(日) | 筆記試験<br>適性検査<br>口述試験<br>身体検査 | 東根市    | 陸上自衛隊神町<br>駐屯地 | 試験合格者に<br>のみ通知 |

#### 2 応募手続

応募しようとする者は、自衛隊山形地方協力本部において志願票及び受験票を受け取り、これに所定の事項を記入して、住所地を管轄する市町村長又は自衛隊山形地方協力本部に提出すること。

#### 3 その他

詳細については、自衛隊山形地方協力本部（電話023(622)0711）、市役所、町村役場又は山形県企画振興部市町村課（電話023(630)2075）に問い合わせること。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、農林水産部農村計画課及び各総合支庁産業経済部農村計画課において平成29年6月20日まで縦覧に供する。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地     |
|-----------------------|----------------|-------------------|
| 上山市                   | 2者             | 上山市牧野字中原2311番ほか7筆 |

### 2 申請年月日

平成29年5月23日

### 3 その他

この公告に係る農用地利用配分計画の利害関係人は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成29年6月20日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、平成29年度の種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成29年6月6日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 講習会の日時及び場所

- (1) 日 時 平成29年6月28日（水）午前10時から午後5時まで
- (2) 場 所 寒河江市大字寒河江丙2707  
山形県森林研究研修センター

### 2 受講手続

受講申込書を平成29年6月20日（火）までに住所地を所管する総合支庁の森林整備課に提出すること。

### 3 その他

詳細については、農林水産部林業振興課（電話023(630)3218）又は住所地を所管する総合支庁の森林整備課に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果を次のとおり公表する。

平成29年6月6日

山形県監査委員 武 田 一 夫  
山形県監査委員 加 藤 香

### 第1 請求の受付

#### 1 請求人

山形市相生町5番25号  
弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所気付  
市民オンブズマン山形県会議 代表者 長 英二郎  
同 田中 暁  
(住所 省略) 長 英二郎

#### 2 請求書の提出

平成29年3月31日

なお、請求人に対し、同年4月12日に補正を求め、同月21日に補正が行われた。

### 3 請求の内容

（平成29年3月31日に提出された措置請求書及び同年4月21日付けで補正された措置請求書の原文に即して記載した。）

#### (1) 措置の要求

山形県知事が山形県議会議員（以下「議員」という。）に対して、平成27年度において交付した政務活動費のうち、別紙第3「違法・不当支出議員別一覧表」中の「支出額」について返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものであるから、地方自治法第242条第1項に基づき、監査委員が山形県知事に対し、その行使をするよう勧告することを請求する。

#### (2) 請求の理由（違法・不当な行為）

イ 議員は、平成27年度において、月額金28万円の政務活動費の交付を受けている。

ロ その政務活動費は、地方自治法第100条第14項の「その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として」との定めを受けて、「山形県政務活動費の交付に関する条例」に基づき、議員に交付されているものである。

したがって、議員に交付される政務活動費の用途は、「県政に関する」調査研究等に資するために必要な経費に限定されることになる。

ハ 別紙第3「違法・不当支出議員別一覧表」記載の「支出額」欄記載の金額は、前項の目的外の用途と判断されるべきであり、その用途は違法、少なくとも不当を評価されるべきである。

なお、その違法・不当な支出の具体的な内容は、事実証明書中の「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」で特定している。

ニ 山形県議会では、この政務活動費の用途に関して、一定の基準（条例施行規程及び運用を具体化した「政務活動費の手引」）を策定しているところである。

議員の支出がこれらの運用基準に従っているかどうかを厳密に判断することは当然であるが、たとえ、外形的には基準に適合しているとしても、実質的内容で判断すべきであり、その用途の外形のみで、合法・違法や当・不当の判断がなされるべきものではないことを念のため付言する。

ホ なお、政務活動費全体の支出件数は膨大であり、全体の分析には相当の時間が必要であるため、この措置請求では、一部の議員に絞って分析検討したものであって、その他の議員が行った支出に問題がないとしているものではない。是非、監査委員の自発的な監査を望む。

(別紙第3)

違法・不当支出議員別一覧表

| No. | 議員名       | 件数  | 支出額（円）     | 事実証明書該当頁 |
|-----|-----------|-----|------------|----------|
| 1   | 大 内 理 加   | 21  | 847,396    | 略（以下同じ）  |
| 2   | 吉 村 和 武   | 50  | 631,980    |          |
| 3   | 菊 池 文 昭   | 35  | 1,136,063  |          |
| 4   | 金 澤 忠 一   | 2   | 12,000     |          |
| 5   | 高 橋 啓 介   | 16  | 81,728     |          |
| 6   | 今 井 榮 喜   | 48  | 1,548,156  |          |
| 7   | 奥 山 誠 治   | 42  | 822,533    |          |
| 8   | 広 谷 五郎左エ門 | 1   | 2,916      |          |
| 9   | 木 村 忠 三   | 37  | 1,734,404  |          |
| 10  | 渋 間 佳 寿 美 | 48  | 1,211,889  |          |
| 11  | 佐 藤 聡     | 33  | 132,576    |          |
| 12  | 志 田 英 紀   | 43  | 1,075,089  |          |
| 13  | 佐 藤 藤 彌   | 51  | 1,172,193  |          |
| 14  | 森 田 廣     | 13  | 1,644,000  |          |
| 15  | 石 黒 覚     | 33  | 771,016    |          |
| 16  | 星 川 純 一   | 36  | 1,419,966  |          |
| 17  | 坂 本 貴 美 雄 | 20  | 873,354    |          |
| 18  | 能 登 淳 一   | 57  | 1,658,119  |          |
| 19  | 平 弘 造     | 15  | 2,390,000  |          |
| 20  | 矢 吹 栄 修   | 32  | 1,661,331  |          |
| 21  | 森 谷 仙 一 郎 | 54  | 425,845    |          |
| 22  | 加 賀 正 和   | 37  | 944,600    |          |
| 23  | 柴 田 正 人   | 42  | 1,871,397  |          |
| 24  | 鈴 木 孝     | 6   | 476,060    |          |
| 25  | 鈴 木 正 法   | 55  | 108,283    |          |
| 26  | 伊 藤 重 成   | 16  | 66,000     |          |
| 27  | 船 山 現 人   | 50  | 415,815    |          |
|     | 合 計       | 893 | 25,134,709 |          |



事実証明書「1 違法・不当支出の議員別・費目別一覧表」 (単位:円)

| No. | 議員名     | 該当頁 | 調査研究費 |           | 研修費 |         | 広聴広報費 |           | 要請陳情等活動費 |         | 会議費 |           | 資料購入費 |         | 事務所費 |         | 事務費 |         | 人件費 |            | 議員別合計 |            |
|-----|---------|-----|-------|-----------|-----|---------|-------|-----------|----------|---------|-----|-----------|-------|---------|------|---------|-----|---------|-----|------------|-------|------------|
|     |         |     | 件数    | 支出額       | 件数  | 支出額     | 件数    | 支出額       | 件数       | 支出額     | 件数  | 支出額       | 件数    | 支出額     | 件数   | 支出額     | 件数  | 支出額     | 件数  | 支出額        | 件数    | 支出額        |
| 1   | 大内理加    | 略   | 15    | 64,198    | 4   | 18,074  | 1     | 65,124    |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 1   | 700,000    | 21    | 847,396    |
| 2   | 吉村和武    |     | 31    | 29,566    |     |         |       |           | 1        | 455     | 6   | 1,959     |       |         |      |         |     |         | 12  | 600,000    | 50    | 631,980    |
| 3   | 菊池文昭    |     | 20    | 212,620   | 1   | 5,000   | 1     | 126,360   |          |         | 1   | 3,233     |       |         |      |         |     |         | 12  | 788,850    | 35    | 1,136,063  |
| 4   | 金澤忠一    |     | 2     | 12,000    |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         |     |            | 2     | 12,000     |
| 5   | 高橋啓介    |     | 16    | 81,728    |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         |     |            | 16    | 81,728     |
| 6   | 今井榮喜    |     | 4     | 45,470    | 4   | 40,420  |       |           |          |         | 3   | 15,000    |       |         |      |         |     |         | 37  | 1,447,266  | 48    | 1,548,156  |
| 7   | 奥山誠治    |     | 3     | 207,500   |     |         |       |           |          |         | 4   | 234,000   |       |         |      |         |     |         |     |            | 42    | 822,533    |
| 8   | 広谷五郎左工門 |     |       |           |     |         |       |           |          |         |     |           | 1     | 2,916   |      |         |     |         |     |            | 1     | 2,916      |
| 9   | 木村忠三    |     | 21    | 149,404   |     |         |       |           |          |         | 2   | 305,000   |       |         |      |         |     |         | 14  | 1,280,000  | 37    | 1,734,404  |
| 10  | 渋間佳寿美   |     | 26    | 195,210   | 1   | 28,600  |       |           | 2        | 42,130  | 8   | 65,949    |       |         |      |         |     |         | 11  | 880,000    | 48    | 1,211,889  |
| 11  | 佐藤聡     |     | 9     | 36,850    | 1   | 3,000   |       |           | 3        | 20,700  | 20  | 72,026    |       |         |      |         |     |         |     |            | 33    | 132,576    |
| 12  | 志田英紀    |     | 23    | 347,109   |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 7   | 37,980     | 43    | 1,075,089  |
| 13  | 佐藤藤彌    |     | 13    | 155,363   |     |         |       |           | 2        | 36,330  | 12  | 58,000    |       |         |      |         |     |         | 24  | 922,500    | 51    | 1,172,193  |
| 14  | 森田廣     |     | 1     | 444,000   |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 12  | 1,200,000  | 13    | 1,644,000  |
| 15  | 石黒寛     |     | 11    | 353,183   |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 11  | 330,000    | 33    | 771,016    |
| 16  | 星川純一    |     | 22    | 1,009,677 | 2   | 9,714   |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 12  | 400,575    | 36    | 1,419,966  |
| 17  | 坂本貴美雄   |     | 2     | 10,481    |     |         | 1     | 29,358    |          |         | 2   | 3,515     |       |         |      |         |     |         | 15  | 830,000    | 20    | 873,354    |
| 18  | 能登淳一    |     | 13    | 132,280   | 5   | 21,271  |       |           |          |         | 20  | 159,568   |       |         |      |         |     |         | 19  | 1,345,000  | 57    | 1,658,119  |
| 19  | 平弘造     |     | 1     | 10,000    |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 14  | 2,380,000  | 15    | 2,390,000  |
| 20  | 矢吹栄修    |     | 5     | 315,550   |     |         | 3     | 795,581   |          |         | 12  | 63,000    |       |         |      |         |     |         | 12  | 487,200    | 32    | 1,661,331  |
| 21  | 森谷仙一郎   |     | 13    | 33,278    |     |         |       |           |          |         | 31  | 95,567    |       |         |      |         |     |         | 9   | 216,000    | 54    | 425,845    |
| 22  | 加賀正和    |     | 5     | 19,690    |     |         |       |           |          |         | 20  | 62,160    |       |         |      |         |     |         | 12  | 862,750    | 37    | 944,600    |
| 23  | 柴田正人    |     |       |           |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |         |     |         | 10  | 1,480,000  | 42    | 1,871,397  |
| 24  | 鈴木孝     |     | 4     | 448,000   |     |         |       |           | 2        | 28,060  |     |           |       |         |      |         |     |         |     |            | 6     | 476,060    |
| 25  | 鈴木正法    |     |       |           |     |         |       |           |          |         |     |           | 55    | 108,283 |      |         |     |         |     |            | 55    | 108,283    |
| 26  | 伊藤重成    |     | 1     | 10,000    |     |         |       |           |          |         | 15  | 56,000    |       |         |      |         |     |         |     |            | 16    | 66,000     |
| 27  | 船山現人    |     | 4     | 50,158    |     |         |       |           |          |         | 14  | 140,710   |       |         |      |         |     |         | 32  | 224,947    | 50    | 415,815    |
|     | 合計      |     | 265   | 4,373,315 | 18  | 126,079 | 6     | 1,016,423 | 10       | 127,675 | 181 | 1,423,520 | 56    | 111,199 | 89   | 944,736 | 18  | 171,621 | 250 | 16,840,141 | 893   | 25,134,709 |

## 4 補正について

## (1) 補正依頼

本件措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を具備しているかどうか判断するに当たり不明な点が存在したことから、請求人に対し、平成29年4月12日付けで補正を求め、同月21日に補正及び修正書が提出された。

## (2) 補正及び修正書の内容（補正を求めた事項に対する請求人の回答を要約したもの）

平成29年3月31日付けで受け付けた山形県職員措置請求書に添付されている事実証明書中「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」に、違法性又は不当性の摘示がない項目があることについて

（回答）

事実証明書「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」の各項目について、「違法性又は不当性」の根拠となる理由を付加して補正する。

| 類型 | 違法・不当の理由                                              |
|----|-------------------------------------------------------|
| a  | 出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと。                     |
| b  | 団体役員としての出席であること。                                      |
| c  | 政務活動に適うものでなく、県政に関する調査研究ではないこと。                        |
| d  | 半ば観光目的であること。                                          |
| e  | 政務活動に適うものでなく、政党活動・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと。 |
| f  | 支払者は議員となっていない。                                        |
| g  | 食事を中心としており、政務活動に適うものでないこと。                            |
| h  | 2分の1以下の按分とすべきである。                                     |
| i  | 政務活動としての実態が確認できないこと。                                  |
| j  | 飲食費が含まれている疑いがある。                                      |
| k  | 政務活動補助員に対する「日当」に相当すること。                               |
| l  | 上記cに伴う謝礼であること。                                        |
| m  | 実質は会議における食糧費で、妥当の範囲を超えていること。                          |
| n  | 飲食代を伴った会場費・宿泊費である。                                    |
| o  | 個人の立場で加入している団体会費である。                                  |
| p  | 主催者が費用負担し、自己負担していないのではないか。                            |
| q  | 後援会活動である。                                             |
| r  | 私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）                                     |
| s  | 議員間で開催された集会に係る経費である。                                  |

事実証明書「2 (議員別) 住民監査請求対象一覧表」(整理表) (単位: 円)

| 違法・不当<br>類型 | 調査研究費 |           | 研修費 |         | 広聴広報費 |           | 要請原情等活動費 |         | 会議費 |           | 資料購入費 |         | 事務所費 |           | 人件費 |            | 類型別合計 |            |       |            |
|-------------|-------|-----------|-----|---------|-------|-----------|----------|---------|-----|-----------|-------|---------|------|-----------|-----|------------|-------|------------|-------|------------|
|             | 件数    | 支出額       | 件数  | 支出額     | 件数    | 支出額       | 件数       | 支出額     | 件数  | 支出額       | 件数    | 支出額     | 件数   | 支出額       | 件数  | 支出額        | 件数    | 支出額        |       |            |
| a           | 40    | 148,186   | 6   | 28,311  |       |           |          |         | 151 | 593,250   |       |         |      |           |     |            | 197   | 769,747    |       |            |
| b           | 6     | 4,389     |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 6     | 4,389      |       |            |
| c           | 116   | 904,282   | 3   | 6,034   |       |           | 5        | 64,845  | 26  | 91,061    | 1     | 2,916   |      |           |     |            | 151   | 1,069,138  |       |            |
| d           | 48    | 3,042,229 |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 48    | 3,042,229  |       |            |
| e           | 61    | 477,284   | 10  | 91,768  |       |           | 2        | 28,060  | 1   | 5,000     |       |         |      |           |     |            | 74    | 602,112    |       |            |
| f           | 1     | 5,080     |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 1     | 5,080      |       |            |
| g           |       |           | 1   | 3,000   |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 1     | 3,000      |       |            |
| h           | 1     | 194,500   |     |         | 5     | 987,065   |          |         |     |           |       |         | 89   | 944,736   |     |            | 112   | 2,216,922  |       |            |
| i           | 1     | 15,022    |     |         | 4     | 824,939   | 5        | 62,830  | 6   | 108,910   | 55    | 108,283 | 1    | 81,000    | 250 | 16,840,141 | 386   | 18,657,469 |       |            |
| j           | 1     | 10,000    |     |         |       |           |          |         | 6   | 264,000   |       |         |      |           |     |            | 7     | 274,000    |       |            |
| k           | 1     | 15,000    |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 1     | 15,000     |       |            |
| l           | 6     | 34,470    |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 6     | 34,470     |       |            |
| m           |       |           |     |         |       |           |          |         | 3   | 50,000    |       |         |      |           |     |            | 3     | 50,000     |       |            |
| n           | 3     | 29,900    |     |         |       |           |          |         | 9   | 477,600   |       |         |      |           |     |            | 12    | 507,500    |       |            |
| o           | 56    | 440,622   | 2   | 13,000  |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 58    | 453,622    |       |            |
| p           | 1     | 6,700     |     |         |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 1     | 6,700      |       |            |
| q           | 2     | 4,000     |     |         |       |           |          |         | 2   | 10,000    |       |         |      |           |     |            | 4     | 14,000     |       |            |
| r           | 4     | 28,405    |     |         |       |           |          |         | 3   | 10,300    |       |         |      |           |     |            | 7     | 38,705     |       |            |
| s           |       |           | 2   | 12,311  |       |           |          |         |     |           |       |         |      |           |     |            | 2     | 12,311     |       |            |
| 経費別合計       | 348   | 5,360,069 | 24  | 154,424 | 9     | 1,812,004 | 12       | 155,735 | 207 | 1,610,121 | 56    | 111,199 | 153  | 1,561,080 | 18  | 171,621    | 250   | 16,840,141 | 1,077 | 27,776,394 |

(注) この整理表は、請求書に添えられた事実証明書の「2 (議員別) 住民監査請求対象一覧表」から監査委員事務局で作成した。  
 1 案件に複数の理由を付しているものがあり、類型別・経費別の延べ件数・金額で集計しているため、前記の別紙第3及び事実証明書1の合計とは一致しない。

## 5 監査委員の除斥

法第199条の2の規定により、伊藤重成監査委員及び鈴木孝監査委員は除斥とした。

## 6 請求の受理

本請求は、法第242条第1項に規定する要件を具備していると認め、平成29年4月26日に受理した。

## 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

平成27年度に議員に交付された政務活動費のうち請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否か、また、知事が返還請求権を行使しないことが財産の管理を怠る事実当たるか否かを監査対象とした。

## 2 証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、平成29年5月16日、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

証拠の提出及び陳述には、請求人の市民オンブズマン山形県会議の代表である長英二郎及び田中暁並びに代理人である佐藤欣哉、茂木孝雄及び長岡昇の5名が出席した。

新たな証拠として、平成21年度政務調査費に対する山形県議会議員政務調査費返還等請求事件（平成23年（行ウ）第2号）に係る山形地方裁判所判決文（平成28年5月17日）及び山形県議会議員政務調査費返還等請求控訴、同附帯控訴事件（平成28年（行コ）第12号）に係る仙台高等裁判所判決文（平成29年4月21日）（以下「両判決」という。）の写しの提出があった。

陳述における請求人の主張の要旨は次のとおりであった。

(1) 両判決においては、対象となった各議員の政務調査費の支出が相当程度「違法」であると判断されたが、違法とされた各支出は、監査委員においては全てが適正であると判断されていたものであり、両判決の判断は、政務調査費の支出が適正であったとした監査委員の判断が誤っていたとするものである。

(2) 平成27年度の各議員の政務活動費についても、両判決が「違法」であると判断した各支出の違法理由をあてはめていけば、相当な範囲の部分が「違法」であると判断されなければならない。

(3) 代表的な違法類型ごとの問題点

イ 違法・不当類型「a 出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと」の場合  
各種団体の会合後の懇親会（いわゆる飲み会）や新年会、祝賀会、歓送迎会等は、両判決が政務調査費から参加費を支出することは違法であると判断した会合等と同様、飲食をし、親睦を図ることを主目的とするものなどと評価するべきであり、県政に関する「情報交換」や「意見交換」がなされるものではないというべきであるから、両判決に従って全て違法であると判断されるべきである。

ロ 違法・不当類型「c 政務活動に適用ものでなく、県政に関する調査研究ではないこと」、「o 個人の立場で加入している団体会費である」、「r 私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）」の場合

個人の立場で加入している団体への会費、あるいは、個人の趣味の色彩の強い会合のための支出という理由により、その支出が違法であると判断されていることから、両判決における判断に従えば、全て違法であると判断されるべきである。

ハ 違法・不当類型「d 半ば観光目的であること」の場合

海外視察等は、一般的な観光名所が多数存在する場所であり、観光旅行としての性質を否定できないものであるから、支出の一定割合が違法であると位置付けた両判決に従い、政務活動と評価できる部分と観光旅行としての性質を有する部分を区分けし、相当程度按分した上で、政務活動又は政務活動と合理的関連性を有するとは言えない活動の部分については、違法な支出であると判断されるべきである。

(4) 「日本会議」等の会費及びその活動のための支出や、後援会活動のための支出が違法であること。

イ 県議会が定めた「政務活動費の手引」でも、「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」、「私的活動」に係る費用支出は、「政務活動費を充当するのに適さない経費」として排除されている。

ロ 日本会議関連の支出に係る団体は、一定の政治思想・政治信条に基づく運動方針に基づいて結成された団体であり、その活動内容からしても一定の政治的方向を目指す団体であり、その目指す運動は、山形県の「事務に関する調査」とは全く連動していないため、個人の立場からの「私的活動」、「政治活動」に伴うものであり、「政務活動」のための支出としてはその許容範囲を超え、違法・不当と評価されるべきである。

ハ 「政務活動費の手引」では、自らの後援会主催の「県政報告会」等の開催経費は「政務活動費を充当するのに適さない経費」と明示されているから、他の議員や政治家の後援会行事に参加すること自体が政務活動に適用のものではないとの判断があることを意味するため、その参加費等の支出についても、違法・不当と評価されるべきである。

(5) 事務所費と人件費について

イ 事務所費と人件費については、仙台高裁判決の対象となった平成21年度の政務調査費訴訟には含まれていない項目で、今回、新たに「違法・不当な支出である」として請求しているものである。

ロ 事務所費（家賃、光熱費など）について

「政務活動費の手引」では、後援会活動や政治活動などの「他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分する」と定め、「これを超えて充当する場合は、そのことを示す客観的証拠を添える」と規定しているが、特定の議員については2分の1を超えて充当しているが、それを裏付ける「客観的証拠」は全く添付されていない。

議員の活動は県政に関する活動や後援会活動、政治活動が混然一体としているものであり、「明確に区分できない」ことから、事務所費（家賃、光熱費など）の2分の1を超えて政務活動費を充当しているのは違法又は不当であると判断する。

ハ 人件費について

「政務活動費の手引」では、常用雇用については、政務活動と後援会活動、政治活動の「従事割合が明確にできない場合は、原則として上限を2分の1とする」と規定しているが、「常用雇用する職員を政務活動のみに従事させている場合は、日報などにより政務活動のみに従事していることを証明するか、政務活動に専ら従事することを記載した雇用契約書を提出することで政務活動のみに従事しているとみなすこととする」と「みなし規定」を設けている。

議員の活動は政務活動や後援会活動、政治団体の活動が混然一体となっているのが一般的で、議員を補佐する事務員の仕事も明確に区分するのは困難というのが実情と推測される。平成20年の「政務調査費の手引」では例外（「みなし規定」）を認めなかったことからすると、不透明な方向へと改訂されており、「使途の透明性の確保」という法及び山形県政務活動費の交付に関する条例の趣旨に反する改訂と言わざるを得ない。

(6) 政務活動費の使途をより透明なものにするために

政務活動費の使途を適正なものにし、その内容をより透明なものにするために、全国の自治体の議会では様々な取組を進めている。それに比べると、山形県議会は政務活動費に係る領収書をインターネットで公開することに加えて、その使途をチェックするのに欠かせない会計帳簿類も議長に提出しなくていい仕組みになっている。地方自治法が求める「使途の透明性の確保」への配慮が極めて不十分と言わざるを得ない。

3 監査方針

請求人から請求のあった支出が、違法又は不当な政務活動費の支出に当たるか否かを判断するため、根拠となっている山形県政務活動費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「条例」という。）、山形県政務活動費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号。以下「規程」という。）、山形県政務活動費の取扱いに関する要領（以下「要領」という。）及び政務活動費の手引（平成25年3月改訂版）（以下「手引」という。）に基づいて、適正に支出されているか、及び社会通念上妥当と判断されるかの観点から監査を行った。

4 監査対象部局

監査対象部局を、政務活動費の支出事務を担当している山形県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とした。

5 関係人

法第199条第8項の規定による関係人を、請求人から請求のあった平成27年度政務活動費に関係する議員とした。

第3 監査の結果

1 事実証明書の検証

請求人が違法又は不当の具体的内容としている事実証明書「2（議員別）住民監査請求対象一覧表」（以下「一覧表」という。）について、その内容の検証を行った。

具体的には、全ての案件について、議員から議会事務局に提出された収支報告書の原本との突合を行ったところ、一覧表の中に、請求人の錯誤又は摘示誤りが確認されたので、表1のとおり補正して監査を行った。

表1

| 氏名   | 支出科目 | No. | 項目    | 正         | 誤         |
|------|------|-----|-------|-----------|-----------|
| 奥山誠治 | 事務所費 | 2   | 支出年月日 | 2015/5/25 | 2105/5/25 |

## 2 監査対象部局からの聴き取り結果

議会事務局の関係職員から、政務活動費制度の概要、政務活動費制度に係る支出手続、議会事務局によるチェック体制等について聴取した結果は以下のとおりである。

### (1) 政務活動費制度の概要

イ 法（平成24年法律第72号による改正前）第100条第14項では、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

ロ 山形県では、平成13年3月に山形県政務調査費の交付に関する条例（平成13年3月県条例第4号。以下「旧条例」という。）及び山形県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成13年3月県議会告示第2号。以下「旧規程」という。）を制定し、政務調査費制度の運用を開始した。

ハ その後、その使途や情報公開の在り方に関する県民の関心の高まりなど、条例制定後の社会情勢の変化等を踏まえ、平成20年3月に旧条例を改正して収支報告書への領収書その他証拠書類の写しの添付を義務付けるとともに、使途基準の明確化のため山形県政務調査費の取扱いに関する要領（以下「旧要領」という。）を制定した。

ニ また、平成20年3月、旧条例、旧規程及び旧要領で定めた事務処理方法、使途基準、各種様式を網羅し、政務調査費の使途などについて、その適否を具体的に判断する際によりどころとして政務調査費の手引（以下「旧手引」という。）を決定した。

ホ その後も、政務調査費制度の運用の在り方について随時課題の検討を行っており、平成23年度においては、使途基準や支払証明書の記載についてより明確な運用が行われるよう旧手引の見直しを行い、平成23年10月交付分から適用している。

平成24年度においては、事務所費に関する運用の目安について見直すとともに、収支報告書作成の際に参考となる事例集が旧手引に追加され、平成24年4月交付分から適用している。

ヘ 平成24年9月に、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める法改正が行われ、平成25年3月1日に施行されている。

この法改正に伴い、平成24年12月に旧条例が改正されるとともに、旧規程、旧要領及び旧手引の見直しが行われ、平成25年4月より政務活動費として運用されている。

ト 平成28年度においては、手引の厳格な運用を図るため、四半期ごとの事前点検の徹底や茶菓代の上限額の設定、また、政務活動の内容を客観的に示す資料・写真などの添付が望ましいとすることなど、手引の見直しが行われ、平成29年4月交付分から適用している。

### (2) 政務活動費制度（議員に係るもの）に係る支出手続

イ 議員に対して交付すべき政務活動費の額は、1月当たり28万円である。（条例第3条の2）

ロ 知事は、四半期ごとに、議員からの請求に基づき交付する。（条例第7条）

ハ 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費に係る収支報告書を翌年度の4月30日まで議長に提出しなければならない。（条例第10条第2項）

ニ 収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならない。（条例第10条第5項）

ホ 議員は、交付を受けた額に残余がある場合は、県に返還しなければならない。（条例第12条）

ヘ 議長は、議員から提出された収支報告書を5年間保存しなければならない。（条例第13条）

ト 何人も収支報告書の閲覧を請求することができる。（条例第14条）

(3) 議会事務局によるチェック体制

イ 条例第11条では「議長は、政務活動費の適正な使用を期すため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じて調査を行うものとし、政務活動費の適正な運用及び使途の透明性の確保のために必要があると認めるときは、会派及び議員に対し必要な措置を講ずるよう求めることができる。」と規定している。

ロ 議会事務局においては、この規定に基づき、収支報告書及び領収書等の添付書類の内容が使途基準に適合するかなど、チェックを行っている。

支払証明書については、領収書等が取得できない場合として適当か、自家用車利用の車賃の計算に誤りがないか、面談の有無、相手等について確認している。

ハ 必要に応じて議員に確認を求め、適宜、加筆・修正を依頼し、その結果改めて提出された内容については、再度確認を行うなど適正なチェックに努めている。

なお、十分なチェック時間を確保できるよう、収支報告書の四半期ごとに事前提出を受け、その都度チェックを行っている。

また、平成27年度分のチェック作業については、四半期ごとの事前提出分は従前と同様に2名で実施していたが、4月末日に最終的な収支報告書が提出されてからのチェック作業については、2名を加えた4名でチェックした後に、その上司2名が査閲する形で作業を行った。

(4) 請求人の主張に係る議会事務局の見解

イ 政務活動費の使途については、法、条例等において、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、更なる議会の活性化に資することを目的として規定されている趣旨を踏まえ、会派及び議員の責任のもとに判断すべきものである。

ロ 特に、県政との関わりという点においては、政務活動が、現在行われている県の事務事業と直接的な関わりが薄いというような事案であっても、議員は意見書の作成や政策提言等も含めた施策立案を行うという点で幅広く住民福祉の向上に寄与する役割を担っていることから、議員の合理的判断のもとに、議員として県の事務及び地方行財政に関する調査研究が行われていると判断している。

ハ 個々の経費への充当に当たっては、その必要性について議員の合理的判断があったということを基本的な前提として捉え、政務活動としての使途及び必要な経費の積算根拠が記載されている範囲で適正な支出と判断している。

3 事実関係の確認及び判断

請求書に添付されている事実証明書の一覧表について、支出経費区分ごとに、以下のとおり確認及び判断を行った。

(1) 議会事務局への使途基準の解釈と運用の確認

議会事務局に対する監査において、請求人が違法又は不当の理由としている支出に関する使途基準の解釈と運用について聴取したところ、次の回答があった。

イ 政務活動費の使途については、法、条例等において、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、更なる議会の活性化に資することを目的として規定されている趣旨を踏まえ、会派及び議員の責任のもとに判断すべきものである。

議会においては、各経費の使途について適正な運用を図るため、支出に当たっての基本的な考え方や、政務活動費を充当するのに適さない事項等を盛り込んだ要領を制定し、併せて、条例、規程及び要領で定めた事務処理方法、各経費の主な例及び運用の目安、各種様式を網羅する手引を作成し、運用している。

ロ ただし、極めて多岐にわたる議員の調査研究活動全てについてあらかじめ定めることは困難であることから、手引に記載の内容は例を挙げているにとどまり、実際の具体的な案件について政務活動費の充当が適切か否かを個別に判断しているケースもある。

ハ 県政との関わりという点においては、現在行われている県の事務事業と直接的な関わりが薄いような事案であっても、議員は、意見書の作成や政策提言も含めた施策立案を行うという点で幅広く住民の福祉に寄与するという役割があることから、議員の合理的判断のもとに、議員として県の事務及び地方行財政に関する政務活動が行われているものと判断している。

(2) 収支報告書等の確認

請求人が違法又は不当と主張する各議員の支出について、議会事務局保管の収支報告書及び添付書類の原本を確認するとともに、議会事務局の見解を聴取し、疑義等があるものについては議会事務局を通じて関係

人（議員）から確認した。

なお、監査期間中に次の議員から収支報告書訂正届の提出があり、この支出については、請求の理由がなくなったことから、監査対象から除外した。

| 氏名    | 支出科目     | 件数 | 減額した額（円） | 訂正理由 | 訂正年月日      |
|-------|----------|----|----------|------|------------|
| 大内 理加 | 調査研究費    | 1  | 5,080    | 記載誤り | 平成29年5月2日  |
| 吉村 和武 | 調査研究費    | 31 | 29,566   | 記載誤り | 平成29年5月16日 |
| 吉村 和武 | 要請陳情等活動費 | 1  | 455      | 記載誤り | 平成29年5月16日 |
| 吉村 和武 | 会議費      | 6  | 1,959    | 記載誤り | 平成29年5月16日 |
| 高橋 啓介 | 調査研究費    | 4  | 5,055    | 記載誤り | 平成29年5月9日  |
| 今井 榮喜 | 会議費      | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成29年5月2日  |
| 奥山 誠治 | 事務所費     | 25 | 328,398  | 記載誤り | 平成29年5月18日 |
| 奥山 誠治 | 事務費      | 10 | 52,644   | 記載誤り | 平成29年5月18日 |
| 木村 忠三 | 調査研究費    | 1  | 900      | 記載誤り | 平成29年4月24日 |
| 木村 忠三 | 調査研究費    | 1  | 20,000   | 記載誤り | 平成29年5月8日  |
| 木村 忠三 | 調査研究費    | 1  | 5,000    | 記載誤り | 平成29年5月22日 |
| 渋間佳寿美 | 調査研究費    | 2  | 2,370    | 記載誤り | 平成29年5月11日 |
| 渋間佳寿美 | 調査研究費    | 2  | 7,000    | 記載誤り | 平成29年5月19日 |
| 志田 英紀 | 調査研究費    | 2  | 3,400    | 記載誤り | 平成29年5月1日  |
| 能登 淳一 | 会議費      | 4  | 80,250   | 記載誤り | 平成29年5月11日 |
| 柴田 正人 | 事務所費     | 32 | 434,884  | 記載誤り | 平成29年5月24日 |
| 伊藤 重成 | 会議費      | 2  | 8,000    | 記載誤り | 平成29年5月10日 |

また、次の議員からも収支報告書訂正届の提出があったが、監査対象の各項目の一部の減額であるため、この支出については、監査対象となる支出額は減額となるが、監査対象からは除外しない。

| 氏名    | 支出科目  | 件数 | 減額した額（円） | 訂正理由 | 訂正年月日      |
|-------|-------|----|----------|------|------------|
| 菊池 文昭 | 広聴広報費 | 1  | 63,180   | 記載誤り | 平成29年5月15日 |
| 石黒 覚  | 会議費   | 1  | 17,225   | 記載誤り | 平成29年5月15日 |



|       |       |   |        |      |            |
|-------|-------|---|--------|------|------------|
| 能登 淳一 | 調査研究費 | 1 | 7,500  | 記載誤り | 平成29年5月11日 |
| 能登 淳一 | 会議費   | 4 | 47,276 | 記載誤り | 平成29年5月11日 |
| 船山 現人 | 会議費   | 3 | 78,000 | 記載誤り | 平成29年4月19日 |

## (3) 判断

請求人は、平成27年度の各議員の政務活動費についても、両判決が「違法」であると判断した各支出の違法理由をあてはめていけば、相当な範囲の部分が「違法」であると判断されなければならないと主張するが、両判決において判断の根拠とされた旧条例、旧規程、旧要領及び旧手引はそれぞれ平成24年度に改正されており、本件請求に係る平成27年度の政務活動費には改正後の条例、規程、要領及び手引が適用されることとなるため、改めて、改正後の条例、規程、要領及び手引に基づいて判断した。

以下、手引に定める経費ごとに判断を述べる。

## イ 調査研究費

手引において、県の事務及び地方行財政等に関し会派又は議員が行う調査研究（視察を含む。）並びに調査委託に要する経費（資料印刷代、委託費、文書通信費、交通費、参加費（食糧費を含む。）等）とされている。

(イ) 請求人は、類型 a（10名、35件（関係する議員の人数と支出件数の累計であり収支報告書訂正届提出分を除く。以下同じ。））として摘示した支出について、「出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

手引において「団体等が主催する会議と一体又は連続した懇談会への出席に要する経費について、調査研究を目的として出席した会議との一体性・関連性があり、かつ、主催者の開催目的が意見交換等であり、実質的にも意見交換等が行われた場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することができる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。」とされており、摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、会費支出の対象となっている懇談会は、意見交換を目的とする会議に一体又は連続しており、実質的にも県政課題等に関連する意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ロ) 請求人は、類型 bとして摘示した支出が「団体役員としての出席に係るものであること」から違法又は不当と主張するが、監査期間中に議員から収支報告書訂正届（1名、6件）の提出があり、この支出については請求の理由がなくなったことから監査対象から除外した。

(ハ) 請求人は、類型 c（15名、84件）及び類型 1（2名、5件）として摘示した支出が「政務活動に適用ものでなく、県政に関する調査研究ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、政務活動に適用かどうかの判断に当たっては、平成22年3月23日最高裁判決において「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。」と判示されており、議会事務局においても、県政との関わりという点において、現在行われている県の事務事業と直接的な関わりが薄いような事案であっても、議員は、意見書の作成や政策提言も含めた施策立案を行うという点で広く住民の福祉に寄与するという役割があることから、議員の合理的判断のもとに、議員として県の事務及び地方行財政に関する調査研究等が行われているものと判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、実質的にも何らかの政務活動が行われたと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ニ) 請求人は、類型 d（12名、47件）及び類型 h（1名、1件）として摘示した支出が「半ば観光目的であること」から違法又は不当で「2分の1以下の按分にすべき」と主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「私的活動」として「観光等」に要する経費は、「政務

活動費を充当するのに適さない活動に要する経費」とされており、「観光」であれば対象外であるが、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、視察行程に観光客が多いような場所が含まれていたとしても県政との関連性が全く無かったとまでは言えないものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとまでは言えない。

- (ホ) 請求人は、類型 e（19名、60件）、類型 q（2名、2件）、類型 r（2名、4件）として摘示した支出が政務活動に適用のものでなく、「政党・政治活動」、「後援会活動」及び「私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）」であって県の事務及び地方行財政等に関するものでないことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」及び「私的活動」は「政務活動費を充当するのに適さない経費」とされており、「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」又は「私的活動」であれば対象外であるが、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する活動であって政務活動に適用ものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (ハ) 請求人は、類型 f として摘示した支出が「支払者は県議となっていないこと」から違法又は不当と主張するが、監査期間中に議員から収支報告書訂正届（1名、1件）の提出があり、この支出については請求の理由がなくなったことから監査対象から除外した。

- (ト) 請求人は、類型 i（1名、1件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、県外視察に係る交通費（自家用車利用）であり、手引で定められた確認資料である支払証明書が添付されており、記載内容から県政に関する活動実態があり、政務活動に適用ものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (フ) 請求人は、類型 j（1名、1件）として摘示した支出が「飲食費が含まれている疑いがある」ことから違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、県外視察に係る意見交換会の開催に要した会場使用料であり、明らかに飲食費が含まれているとまでは言い切れないことから、直ちに違法又は不当な支出とは言えない。

- (リ) 請求人は、類型 k（1名、1件）として摘示した支出が「政務活動補助員に対する「日当」に相当すること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において調査研究費として「政務活動を補助する職員への交通費等の支出」は「支出できる」とされ、また、人件費として「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」を対象としており充当可能であるため、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、県外視察に係る運転業務に対する報酬であり、手引で支出できないとされている交通費としての日当には当たらないため、違法又は不当な支出とは言えない。

- (ロ) 請求人は、類型 n（1名、3件）として摘示した支出が「飲食代を伴った会場費・宿泊費である」ことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「会議の開催に伴う会場使用料」は「支出できる」とされており、また、「宿泊料」は「実費とする。（食事代を除く。）」とされており、飲食代は対象外であるが、請求人の摘示する支出に飲食代は含まれておらず適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、明らかに飲食代が含まれているとまでは言い切れないことか

ら、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (ル) 請求人は、類型 o（17名、54件）として摘示した支出が「個人の立場で加入している団体会費であること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「個人の立場で加入している団体に対する会費」とは「町会費、公民館費、PTA会費、商工会費、同窓会費、経営者としての資格等、個人的な資格要件で加入している団体の会費等」であり「政務活動費を充当するのに適さない会費等」とされているが、請求人の摘示する支出は個人の立場で加入している団体会費には当たらないため、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも個人の立場で加入している団体会費には当たらず、県政に関する活動であり政務活動に適うものと思料されるため、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (ヲ) 請求人は、類型 p（1名、1件）として摘示した支出が「主催者が費用負担し、自己負担していないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、参加した議員本人名の領収書が添付されており、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### ロ 研修費

手引において、会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費並びに団体等が開催する研修会（視察を含む。）、講演会等への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費（会場・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費、研修参加費（食糧費を含む。）等）とされている。

- (イ) 請求人は、類型 a（3名、6件）として摘示した支出が「出席した研修会、懇親会等が県政に関する意見交換目的ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費や団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

手引において「団体等が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費について、政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することができる。なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。」とされており、摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、会費支出の対象となっている懇談会は、県政活動に資することを目的とする研修会に一体又は連続しており、その内容も講師や他の参加者との情報交換や意見交換が行われていると思料され、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (ロ) 請求人は、類型 c（3名、3件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する研修会ではないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のイ(ハ)と同様である。

- (ハ) 請求人は、類型 e（5名、10件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、政党・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」、「私的活動」は「政務活動費を充当するのに適さない活動に要する経費」とされており、「政党活動」であれば対象外であるが、議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費や団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する研修会であって政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (ニ) 請求人は、類型 g（1名、1件）として摘示した支出が「食事を中心としており、政務活動に適うものでないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「食糧費」のうち「団体等が主催する研修会に一体又は連続した懇談会への出席に要する経費」は、「政務活動としての研修会との一体性があり、その内容も講師や他の参加者との情報交換を伴うなど社会通念上妥当なものであると認められる場合に限り、自己負担分（会費等）を支出することはできる」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、団体が主催する研修会で、県の担当者による県政に関する講話に引き続いて昼食を兼ねて参加者による意見交換会が開催され、県の施策に対する意見や要望などの意見交換が行われており、政務活動に適うものであると史料され、明らかに食事が中心とまでは言えず、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ホ) 請求人は、類型o（2名、2件）として摘示した支出が「個人の立場で加入している団体会費であること」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のイ(ル)と同様である。

(ハ) 請求人は、類型s（1名、2件）として摘示した支出が「議員間で開催された集会に係る経費である」ことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「食糧費」のうち「議員間での調査研究を目的とした会合に要する経費」は「支出できない」とされているが、食糧費以外の経費については、議員が行う研修会、講演会等の実施に要する経費や団体等が開催する研修会、講演会等への議員の参加に要する経費であれば充た可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、研修会出席のための交通費（自家用車利用）と宿泊費であり、議員間の懇談に要する経費には支出されていないことから、違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### ハ 広聴広報費

手引において、県政に関する政策等について会派又は議員が行う広聴広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等）とされている。

(イ) 請求人は、類型h（3名、5件）として摘示した広報誌の発行経費及び議員ホームページの経費について、「2分の1以下に按分すべきである」と主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「広報誌の発行経費」は、「広報誌の中に、後援会活動等の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、紙面の内容により判断し、記事の割合等により按分して支出する。（※ただし、後援会が発行主体の場合は支出不可）」とされている。また、「議員ホームページの作成・更新経費」は、「後援会活動の政務活動以外の活動に係る部分が含まれる場合は、広報誌の場合と同様の考え方による。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも政務活動以外の部分は含まれていないか、記事の割合等により適切に按分されているものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ロ) 請求人は、類型i（2名、4件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できない」ことから違法又は不当であり、消耗品（メンディングテープ・輪ゴム）の購入額が高額に過ぎると主張する。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、メンディングテープ・輪ゴムについては広報誌の郵送等に要する経費であり、郵送件数からも明らかに高額に過ぎるとは言えず、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

また、請求人は広報に係る添付資料の裏面が政務活動に関する記事でなかったため、政務活動としての実態が確認できないと指摘したものと推測されるが、当該裏面は議員が広報記事を掲載した地元コミュニティ誌の紙面の写しを参考として添付したものであり、これをもって違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

## 二 要請陳情等活動費

手引において、会派又は議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費（資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等）とされている。

(イ) 請求人は、類型c（2人、4件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する要請陳情活動ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し県議会事務局からは、議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも議員が行う要請陳情活動で政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ロ) 請求人は、類型e（1名、2件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく政党活動・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のロ(ハ)と同様である。

(ハ) 請求人は、類型i（2名、5件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、県政に関する活動実態があり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

## ホ 会議費

手引において、会派又は議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員の参加に要する経費（会場・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、会議参加費（食糧費を含む。）、文書通信費、交通費、宿泊費等）とされている。

(イ) 請求人は、類型a（13人、147件）として摘示した支出について「出席した会議・集会・懇親会が県政に関する意見交換目的ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う各種会議、住民相談等に要する経費並びに団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

手引において「団体等から議員として会議や会合等に出席要請があり、かつ、その会議や会合等を開催する目的が政務活動に適うものである場合に、参加に要する自己負担分（会費等）を支出することはできる。（交通費も同様。）なお、その額についても社会通念上妥当な範囲とし、5,000円以内とする。」とされており、摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも、団体等から議員としての出席要請があり、開催目的も政務活動に適うものと思料され、金額も5,000円以内で社会通念上妥当な範囲内と認められることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ロ) 請求人は、類型c（7名、20件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく、県政に関する会議ではないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述の(イ)と同様である。

(ハ) 請求人は、類型e（1名、1件）として摘示した支出が「政務活動に適うものでなく政党活動・政治活動であって、「県の事務及び地方行財政等に関するもの」でないこと」から違法又は不当であると主張するが、議会事務局からの回答、監査委員の判断については前述のロ(ハ)と同様である。

(ニ) 請求人は、類型i（2名、4件）として摘示した支出が「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ、県政に関する活動実態があり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ホ) 請求人は、類型j（2名、6件）として摘示した支出が「飲食費を含む疑いがあること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「食糧費」のうち「自己が主催する飲食を伴う会議の開催に要する経費」は「会議における参加者への飲食代の支出は不可とする。（※ただし、茶菓代を除く。）」とされており、請求人の摘示する支出に飲食代は含まれておらず、適正な支出と判断していると

の回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも飲食費が含まれていないと史料されることから、直ちに違法又は不当な支出に当たるとは言えない。

- (h) 請求人は、類型m（2名、3件）として摘示した支出が「実質は会議における食糧費で、妥当の範囲を超えていること」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも会場使用料で飲食代は含まれていないと史料されることから、直ちに違法又は不当な支出に当たるとは言えない。

- (i) 請求人は、類型n（5名、8件）として摘示した支出が「飲食代を伴った会場費・宿泊費であること」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「会議の開催に伴う会場使用料」は「支出できる」とされており、また、「宿泊料」は「実費とする。（食事代を除く。）」とされているが、請求人の摘示する支出に飲食代は含まれておらず、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出についてそれぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、会場使用料等には飲食代が含まれていないと史料されることから、直ちに違法又は不当な支出に当たるとは言えない。

- (j) 請求人は、類型q（2名、2件）、類型r（2名、3件）として摘示した支出が政務活動に適用のものでなく、「後援会活動」及び「私的活動（宗教活動・趣味・嗜好等）」であって県の事務及び地方行財政等に関するものでないことから違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」及び「私的活動」は「政務活動費を充当するのに適さない経費」とされており、「政党活動」、「選挙活動」、「後援会活動」、「私的活動」であれば対象外であるが、県の事務及び地方行財政等に関し議員が行う調査研究に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する活動であって政務活動に適用のものでないことから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### へ 資料購入費

手引において、会派又は議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費（書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等）とされている。

- (k) 請求人は、類型c（1名、1件）として摘示した書籍購入代について「政務活動に適用のものでなく、県政に関する調査研究ではないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、県政に関する内容であって政務活動に適用のものでないことから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

- (l) 請求人は、類型i（1名、55件）として摘示した書籍購入代について「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う活動のために必要な図書・資料等の購入、利用等に要する経費であれば充当可能であり、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、いずれも県政に関する内容であって政務活動に適用のものでないことから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### ト 事務所費

手引において、会派又は議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費（事務所の賃借料、管理運営費等）とされている。

- (m) 請求人は、類型h（1名、32件）及び類型i（1名、32件）として摘示した事務所費について「2分の1以下に按分すべきである」、「政務活動としての実態が確認できない」と主張する。

これに対し議会事務局からは、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

であり、手引において「自宅、後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所光熱水費」は、「基本料金を含め、使用頻度、使用領域（面積）等で按分する。※他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分すること。」とされている。また、「後援会事務所、政党事務所等と共用の場合の事務所賃借料」は、「使用領域（面積按分）、使用内容等合理的な割合で按分する。※他の活動に係る部分と明確に区分できない場合は、原則として上限を2分の1とした範囲内で適切な方法により経費を按分することとし、これを超えて充当する場合はそのことを示す客観的証拠を添えることとする。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、それぞれ収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、上限の2分の1を超える按分に係る支出については、使用面積及び使用頻度により按分することを示す客観的証拠として、議員より事務所費按分に関する説明書、事務所の図面、事務所使用記録等が提出されており、明らかに手引に反しているとは言いえないものと史料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### チ 事務費

手引において、会派又は議員が行う活動に係る事務遂行に必要な経費（事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等）とされている。

(イ) 請求人は、類型h（1名、7件）として摘示したパソコンのリース代について、「2分の1以下に按分すべきである」と主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「OA機器等のリース料」や「固定電話に係る経費」は、「他の活動に係る部分と併用される場合については、使用頻度や通話時間等、使用実態に応じた合理的な割合で按分する（※標準的な按分割合は①私用と議員活動用を共用している場合は4分の1、②私用と議員活動用を区分している場合は2分の1）。これを超えて支出する場合は、議員が使用実態を説明し、必要に応じてその裏付けとなる資料を添付する。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、対象となっているパソコンの使用実態が政務活動専用であると思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

(ロ) 請求人は、類型i（1名、1件）として摘示したコピーFAX複合機購入費について「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行うとともに、議会事務局で議員に確認した結果も加えて監査したところ、コピー機能及びFAX機能は県政報告会等の資料作成及び住民からの提言・要望の受付や議会事務局との連絡など政務活動に必要な不可欠であり、政務活動に適うものと思料されることから、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### リ 人件費

手引において、会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）とされている。

(イ) 請求人は、類型i（18名、250件）として摘示した職員の人件費支出について、領収書の氏名が非開示で資料も無いため「政務活動としての実態が確認できないこと」から違法又は不当であると主張する。

これに対し議会事務局からは、手引において「特定の政務活動用務に係る短期的雇用の場合で、専ら政務活動に従事しているのであれば全額支給できる。常時雇用において他の用務にも従事している場合は、勤務実態等に応じ合理的な割合（政務活動に従事する平均時間、日数等）で按分して支出する。なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあり従事割合が明確にできない場合は、原則として上限を2分の1とする。また、常用雇用する職員を政務活動のみに従事させている場合は、日報などにより政務活動のみに従事していることを証明するか、政務活動専ら従事することを記載した雇用契約書を提出することで政務活動のみに従事しているとみなすこととする。」とされており、適正な支出と判断しているとの回答があった。

摘示のあった支出について、収支報告書及び添付書類による確認を行ったところ一部を除き従事業務の内容等を示す証拠書類（雇用契約書や日報など）を確認した。確認できなかった部分についても、後

日、議会事務局で議員に確認を行った結果、いずれも従事業務の内容等を示す証拠書類があることを確認しており、手引に反しているとは言えないため、直ちに違法又は不当な公金の支出に当たるとは言えない。

#### 4 結論

以上のことから、本件請求については、政務活動費に違法又は不当な支出があったとは言えず、また、知事が財産の管理を怠った事実も認められないことから棄却する。

#### 5 意見

本件監査請求に対する監査結果は上記のとおりであるが、このことを踏まえ監査委員の意見を次のとおり付す。

政務活動費の目的は、議員の県政に関する調査研究と施策立案の一層の充実を図り、併せて更なる議会の活性化を進めるためのものであり、これをどのように活用するかは本来議員の自律的判断に委ねられるべきである。

その一方、政務活動費は公金から支出されることから、その用途には一定の制約が課されるとともに、透明性の確保や県民への説明責任が常に求められているところである。

こうした中、本県においては昨年度、政務活動費の不適切な取扱い事案が発生するとともに、本年4月21日には平成21年度の政務調査費に係る住民訴訟の仙台高等裁判所の判決が出され、その後、確定している。

このような状況の下、この度の住民監査請求以降、複数の議員から記載誤りを理由に収支報告書の訂正届があった。こうしたことから、県議会としてより正確な運用と報告内容の点検の強化が必要と認められたところである。

また、監査の結果から、手引で支出が可能とされている事務所費について、政務活動とそれ以外の活動に按分する場合で、原則的な上限割合を超えて充当する場合に必要な客観的証拠の内容をより分かりやすく例示するなど改善の余地も認められた。

県議会においては、これまで適切な運用を図るために手引の改正等を行ってきたところであるが、引き続き政務活動費制度の本旨の通り、透明性と信頼性の確保に努め、県民に十分な説明責任を果たしながら適切に運用することを期待するものである。

#### ※ 参考とした判例

##### 【平成21年12月17日／最高裁判所第一小法廷／判決／平成20年（行ヒ）第386号】

・政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない。

##### 【平成22年3月23日／最高裁判所第三小法廷／判決／平成21年（行ヒ）第214号】

・議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断にゆだねられる部分があることも確かである。

##### 【平成21年9月29日／東京高等裁判所／判決／平成21年（行コ）第2号】

・政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」（中略）ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」（中略）はこれを狭く解すべきでなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議員活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される「議員の調査研究」ないしは「議員が行う区の事務に関する調査研究」に当たるものと解すべきである。

##### 【平成19年2月9日／札幌高等裁判所／判決／平成17年（行コ）第14号】

・会派の活動は、様々な政治課題や市民生活に係わり、会派の構成員が、議会の議員であり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の函館市政との関連性、その目的、日程、訪問先、調査方



法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

【平成25年11月18日／福岡地方裁判所／判決／平成19年（行ウ）第70号】

・議会の役割とは、地方自治体の運営に関わる審議・議決、条例の策定、執行機関の監視など多岐にわたるものであるから、そのための調査研究である政務調査活動も必然的に広範な事項にわたるものとなり、会派等がそのように広範な役割において、十分に役割を果たすためには、会派の自主性、自立性が尊重されなければならない。このことは、平成24年法律第72号による改正において、(中略)「政務調査費」の名称が「政務活動費」に改められ、交付目的が「議員の調査研究に資するため必要な経費」から「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」に改められたことにも表れている。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月6日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 4,200キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地 野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり54,648円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年2月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月6日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 山形県立新庄病院院内清掃等業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月28日
- 4 落札者の名称及び所在地  
日本美装株式会社山形支店 山形市本町二丁目3番38号
- 5 落札金額 153,400,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年3月17日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年6月6日

山形県立新庄病院長 八 戸 茂 美

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量 A重油 684キロリットル

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立新庄病院事務部総務課施設用度係 新庄市若葉町12番55号 電話番号0233(22)5525
- 3 落札者を決定した日 平成29年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
河西建設株式会社 村山市中央二丁目3番23号
- 5 落札金額 1リットル当たり54,972円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年2月17日